平成30年度

高知県労働委員会活動記録



高知県労働委員会事務局編

まえがき

この活動記録は、平成30年4月から平成31年3月までの1年間の 当委員会の活動状況や事件の取扱状況を整理収録したものです。

この冊子が、日頃、労働問題に携わっておられる関係各位に多少なりともお役に立てれば幸いに存じます。

令和元年5月

高知県労働委員会

事務局長 彼末 一明

目 次

第 1	章	組	織		
第	1節	委	員		1
第	2節	あっせん	員候補	诸	2
第	3節	事 務	局		3
第2	, 章	労働委員	会の液	舌動状況	
第	1節	会 議	等		
	1 3	総	会		4
	2	公益委員会	議		7
	3	連絡会	議 -		8
	4	連絡会議議	題		S
第	2節	労働争議	の調整	及び実情調査	
	1	労働争議の	調整		1 2
	, ,)概			
	(2)) 取扱事件	一覧		1 3
	2	実情調査	Ē		1 4
	(1)) 概	況		1 4
	(2)) 取扱事件	一覧		1 4
第	33節	審	查		
	1 3	労働組合の	資格審	査	1 6
	(1)) 概	況		1 6
	(2)) 取扱事件	一覧		1 6
	2	不当労働行為		申立事件の審査	
	(1)) 概	況		1 7
	(2)) 取扱事件	一覧		1 8
	(3)	事件別概	既要		1 9
		昭和45年	(不)	第 9 ~11号併合事件	1 9
				第1号事件	
		昭和51年	(不)	第 1 ~10号併合事件	2 1
				第 1 号事件	
	(4)	審査期間	の目標	の達成状況等	2 3
第	4 節	地方公営	企業等	の労働関係に関する法律に基づく認定・告示	
		概	況		2 5

第	5 節 個別労働紛争の解決促進	
	1 労働相談	2 6
	概 况	2 6
	2 個別労働紛争のあっせん	2 8
	(1)概 况	2 8
	(2) 取扱事件一覧	2 9
資	料	
1	労働争議調整事件 調整内容別件数表	3 0
2	労働争議調整事件 処理区分表	3 2
3	労働争議実情調査件数表	3 3
4	資格審查 立証目的別受付件数表	3 4
5	不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表	3 5
6	不当労働行為救済申立事件 処理区分表	3 6
7	不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覧表	3 7
8	個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表	3 9
9	個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表	4 0
10	個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表	4 0

第 1 章 組 織

第 1 節 委員

労働委員会は、労働組合法に基づき、公益の代表者(公益委員)、労働者の代表者(労 働者委員)及び使用者の代表者(使用者委員)をもって構成され、委員の任期は2年で ある。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づき、また、公益委 員は、労・使委員の同意を得て、知事が任命している。

会長及び会長代理は、公益委員の中から選挙している。

平成30年度の当委員会は、第41期委員により運営した。

第 4 1 期 委 員 名 簿 (任期:平成30年3月18日~令和2年3月17日)

区分	F	モ	名		現職等	委 員 経 歴
	◎下	元	敏	晴	弁 護 士	昭和56年2月1日~
公 — — — — —	ОШ	岡	敏	明	弁 護 士	平成6年3月18日~
<u></u>	JII	田		勲	高知大学名誉教授	平成6年3月18日~
女 員	藤	原	潤	子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日~
	鶴	岡	香	代	元高知県職員	平成30年3月18日~
労	池	澤	研	古	日本労働組合総連合会 高知県連合会事務局長	平成26年7月1日~
働	武	政	澄	夫	UAゼンセン高知県支部 運営評議会議長	平成14年3月18日~
者	小里	野川	公	作	情報産業労働組合連合会 高知県協議会議長代行	平成28年3月18日~
委	筒	井	敬	11	高知県労働組合連合会 執行委員長	平成28年3月18日~
員	岡	林	ゆ	り	日本労働組合総連合会 高知県連合会副事務局長	平成28年3月18日~
使	長	瀧	正	隆	高知県経営者協会専務理事	平成30年3月18日~
用	加	藤		稔	(株)ソフテック 代表取締役社長	平成24年3月18日~
者	西	Щ	彰	_	宇治電化学工業(株) 代表取締役社長	平成26年3月18日~
委	小笠	笠原	光	豊	陽和産業(株) 代表取締役社長	平成28年3月18日~
員	三	宮	昌	子	(株)高知銀行 常務取締役	平成30年3月18日~

(注) ◎会長 ○会長代理 現職は平成31年3月31日現在

第 2 節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法に基づき、労働争議のあっせんに当たることとなっている。その任期は、法律その他に格別の規定がないので、特別の場合を除くほか、委員改選などの都度、委解嘱の審議、決定を行っている。

平成30年度は、現職委員及び事務局職員の中から、次のとおり、公益側8名、労働者側5名及び使用者側5名に委嘱した。

あっせん員候補者名簿

	氏	名		現職等	委嘱年月日
下	元	敏	晴	弁 護 士	昭和56年2月2日
Щ	岡	敏	明	弁 護 士	平成6年3月25日
Ш	田		勲	高知大学名誉教授	平成6年3月25日
藤	原	潤	子	特定社会保険労務士	平成14年3月18日
鶴	岡	香	代	元高知県職員	平成30年3月20日
彼	末	_	明	労働委員会事務局長	平成30年4月5日
戸	田		浩	労働委員会事務局次長	平成28年4月7日
清	藤	祐	_	労働委員会事務局審査調整員	平成30年4月5日
池	澤	研	吉	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長	平成26年7月3日
武	政	澄	夫	UAゼンセン高知県支部運営評議会議長	平成14年3月18日
小里	孙川	公	作	情報産業労働組合連合会高知県協議会議長代行	平成28年3月18日
筒	井	敬	=	高知県労働組合連合会執行委員長	平成28年3月18日
岡	林	ゆ	り	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長	平成28年3月18日
長	瀧	正	隆	高知県経営者協会専務理事	平成30年3月20日
加	藤		稔	(株)ソフテック代表取締役社長	平成24年3月19日
西	Щ	彰	<u> </u>	宇治電化学工業(株)代表取締役社長	平成26年3月18日
小笠		光	豊	陽和産業(株)代表取締役社長	平成28年3月18日
三	宮	昌	子	(株)高知銀行常務取締役	平成30年3月20日

(注) 現職は平成31年3月31日現在

第 3 節 事 務 局

労働委員会の事務を整理するため、労働組合法に基づいて事務局が置かれている。 事務局の職員は、会長の同意を得て知事が任命する。

事務局職員名簿

職名	氏 名	事務局発令年月日
事務局長	彼 末 一 明	平成30年4月1日
事務局次長	戸田浩	平成28年4月1日
審査調整員	清藤祐一	平成30年4月1日
主幹	野々宮 由 貴	平成27年4月1日
主幹	種 田 真 実	平成30年4月1日
主幹	冨 﨑 英	平成29年4月1日
主事	三 浦 友 維	平成29年10月1日

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1 総 会

労働委員会は、労働委員会規則により月1回以上総会を開くこととされており、当委員会は、原則として毎月第1及び第3木曜日に定例総会を、また、会長が必要と認めた場合に、臨時総会を開催することとしている。

平成30年度は、定例総会が24回開催され、その概要は、次のとおりである。

総会開催状況

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

						至 平成31年3月31日
回数	月日	場所	出	席委	員	付 議 事 項
1 35)1 H	<i>*//3/12</i> 1	公	労	使	17 77
1785	4. 5	委員室	下山川藤鶴	池 選 政 川 筒 岡 林	長瀧 加藤山 小笠原	1 30(個)257号事件のあっせん申請について 2 29(不)1号事件の終結について 3 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について 4 高知県赤十字血液センター事件の実情調査終結 について 5 労働相談実績(3月分及び平成29年度総計)について 6 あっせん員候補者の委解嘱について 7 第41期組織総会・第1784回臨時総会議事録承認 について
1786	4. 19	委員室	下山川藤鶴田原岡	池澤 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(個)257号事件のあっせん経過について 2 四国運輸(株)事件の実情調査終結について 3 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 4 29(不)1号事件の再審査申立てについて 5 第1785回定例総会議事録承認について
1787	5. 10	委員室	下山藤鶴岡	筒井 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(あ) 2 号事件のあっせん申請について 2 30(個) 257 号事件のあっせん終結について 3 高知県厚生連労組(JA高知病院)の争議行為の 予告通知について 4 労働相談実績(4月分)について 5 第1786回定例総会議事録承認について
1788	5. 17	委員室	下山川藤鶴田原岡	池澤 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(あ) 2 号事件のあっせん経過について 2 四国ブロック労働委員会会長連絡会議について 3 第1787回定例総会議事録承認について
1789	6. 7	委員室	下山川藤鶴	武政 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(あ) 2 号事件のあっせん経過について 2 高知県倉庫運送(株)事件の実情調査終結について て 3 高知県運輸合同労組高知通運支部、高知福山通 運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び 丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 4 労働相談実績(5月分)について 5 第1788回定例総会議事録承認について
1790	6. 21	委員室	下山川藤鶴	池澤 小野川 筒井 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(あ) 2 号事件のあっせん経過について 2 高知通運(株)及び高知県倉庫運送(株)事件の実 情調査終結について 3 JA高知病院事件の実情調査終結について 4 第106回四国労働委員会協議会総会について 5 平成30年度全国労働委員会会長連絡会議について て 6 第1789回定例総会議事録承認について

□ ₩.	пп	LE ST	出	席委	員	/I ** + T
回数	月日	場所	公	労	使	付議事項
			下元	池澤	長瀧	1 30(あ) 2 号事件のあっせん経過について
1791	7. 5	委員室	山岡 川田	武政 小野川	西山 小笠原	2 労働相談実績(6月分)について 3 第1790回定例総会議事録承認について
1.01		A A L	藤原	筒井	三宮	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
			鶴岡	岡林 小野川	長瀧	1 30(あ) 2 号事件のあっせん終結について
			下元 山岡	/ 新川 筒井	西山	1 30(あ) 2 号事件のあっせん終結について 2 高知福山通運(株)事件の実情調査終結について
1792	7. 19	委員室	川田	岡林	小笠原	3 第60回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議
			藤原		三宮	について 4 第1791回定例総会議事録承認について
			<u>鶴岡</u> 下元	武政	長瀧	4 第1791回定例総会議事録承認について 1 30(あ) 3 号事件のあっせん申請について
			山岡	小野川	加藤	2 (株)丸中運送及び(株)丸福運輸各事件の実情調
1793	8. 2	委員室	川田 藤原	筒井 岡林	西山 小笠原	査終結について 3 労働相談実績(7月分)について
			盤岡	间水	三宮	4 第1792回定例総会議事録承認について
			下元	池澤	小笠原	1 30(あ)3号事件のあっせん経過について
1794	8. 16	委員会	山岡 川田	武政 小野川	三宮	2 第1793回定例総会議事録承認について
1134	0.10	安貝云	藤原	筒井		
			鶴岡	岡林	Lu Ha	
			下元 山岡	池澤武政	加藤 小笠原	1 30(あ)3号事件のあっせん経過について 2 30(あ)4号事件のあっせん申請について
1795	9.6	委員室	藤原	小野川	\1. \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	3 30(個)258号事件のあっせん申請について
			鶴岡	筒井		4 労働相談実績(8月分)について
			下元	岡林 小野川	長瀧	5 第1794回定例総会議事録承認について 1 30(あ)3号事件のあっせん終結について
			山岡	筒井	加藤	2 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について
1796	9. 20	委員室	川田	岡林	小笠原	
			藤原 鶴岡		三宮	4 30(個)259号事件のあっせん申請について 5 第1795回定例総会議事録承認について
			山岡	池澤	長瀧	1 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について
1797	10.4	委員室	川田 藤原	武政	加藤 小笠原	2 30(個)259号事件のあっせん経過について 3 労働相談実績(9月分)について
			鶴岡		三宮	4 第1796回定例総会議事録承認について
			下元	池澤	加藤	1 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について
			山岡 川田	武政 小野川	西山 小笠原	2 30(個)259号事件のあっせん経過について 3 第1797回定例総会議事録承認について
1798	10. 18	委員室	藤原	筒井		※ 委員勉強会「若年労働者の就職支援の現状と課
			鶴岡	岡林		題」
			下元	池澤	長瀧	講師:ジョブカフェこうち 前所長 1 30(あ)4号事件のあっせん経過について
			山岡	小野川	西山	2 30(個)259号事件のあっせん終結について
1799	11. 1	委員室	川田 藤原	筒井 岡林	小笠原 三宮	3 高知赤十字病院労組及び高知県赤十字血液セン ター労組の争議行為の予告通知について
			盤岡	[m] 1/1/k	<u>—</u> ==	4 第1798回定例総会議事録承認について
			下元	池澤	長瀧	1 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について
1800	11. 15	委員室	山岡 川田	武政 小野川	西山 小笠原	2 高知赤十字病院事件の実情調査終結について 3 第73回全国労働委員会連絡協議会総会について
1000	11. 10	安貝王	藤原	岡林	三宮	4 労働相談実績(10月分)について
			鶴岡			5 第1799回定例総会議事録承認について
			下元	武政	長瀧	1 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について 2 30(あ) 5 号事件のあっせん申請について
			山岡	筒井	西山	3 30(不) 1 号事件の救済申立てについて
1801	12.6	委員室	川田		小笠原	4 「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」の
			鶴岡		三宮	委員等について 5 労働相談実績(11月分)について
						6 第1800回定例総会議事録承認について
			下元	池澤	長瀧	1 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について
			山岡 川田	武政 小野川	西山 小笠原	2 30(あ) 5 号事件のあっせん経過について 3 30(不) 1 号事件について
1802	12. 20	委員室	藤原	筒井	4//1/	4 高知県赤十字血液センター事件の実情調査終結
			鶴岡	岡林		について 第1901日字例公会業事件承辺について
<u> </u>				<u> </u>	ļ	5 第1801回定例総会議事録承認について

		10.00	出	席委	員	// ***
回数	月日	場所	公	労	使	付議事項
1803	1. 10	委員室	下山田 鶴岡	池武野川 () 筒岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について 2 30(あ) 5 号事件のあっせん経過について 3 31(個)260号事件のあっせん申請について 4 30(不) 1 号事件について 5 28(不) 2 号事件の再審査手続の終了について 6 労働相談実績(12月分)について 7 第1802回定例総会議事録承認について
1804	1. 17	委員室	下山川 藤鶴 田原岡	池武野川 筒岡林	長瀧 加藤 小笠宮	1 30(あ) 4 号事件のあっせん経過について 2 30(あ) 5 号事件のあっせん経過について 3 31(個) 260号事件のあっせん経過について 4 30(不) 1 号事件について 5 第60回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 について 6 第1803回定例総会議事録承認について
1805	2.7	委員室	下山川藤鶴	武政 小野川 筒井 岡林	小笠原 三宮	2 30(あ) 5 号事件のあっせん経過について 3 31(個)260号事件のあっせん経過について 4 31(個)261号事件のあっせん申請について 5 30(不)1号事件について 6 労働相談実績(1月分)について 7 第1804回定例総会議事録承認について
1806	2. 21	委員室	下山川藤 鶴岡	池澤 武政 小野川 筒井	長瀧 西山 小笠原	130(あ)5号事件のあっせん経過について231(個)260号事件のあっせん経過について331(個)261号事件のあっせん終結について430(不)1号事件について5第528回公益委員会議について6第1805回定例総会議事録承認について
1807	3. 7	委員室	下川藤鶴	武政 小野川 岡林	長瀧 加藤 小笠原 三宮	1 30(あ)5号事件のあっせん経過について 2 31(個)260号事件のあっせん経過について 3 30(不)1号事件について 4 西日本NTT関連労組の争議行為の予告通知について 5 高知県運輸合同労組高知通運支部、四国運輸労組、高知福山通運労組、高知県倉庫運送労組、丸中運送労組及び丸福運輸労組の争議行為の予告通知について 6 高知赤十字病院労組及び高知県赤十字血液センター労組の争議行為の予告通知について 7 労働相談実績(2月分)について 8 第1806回定例総会議事録承認について
1808	3. 28	委員室	下山川藤鶴	筒井岡林	長瀧三宮	1 30(あ)5号事件のあっせん終結について 2 31(個)260号事件のあっせん終結について 3 31(個)262号事件のあっせん申請について 4 30(不)1号事件について 5 (株)NTTフィールドテクノ事件の実情調査終 結について 6 第1回「今後の労働委員会の在り方検討小委員 会」の開催について 7 第1807回定例総会議事録承認について

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

平成30年度は1回開催し、その概要は次のとおりである。

このほか、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議している。

公益委員会議開催状況

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

回数	月日	場所	出席委員	付 議 事 項
528	2. 21	会長室	下山川藤鶴	高知県公文書館(仮称)への歴史公文書の移管に ついて

3 連絡会議

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

区分	参集範囲	開催月日	担当県等	開催地	本県出席者
					川田委員 筒井委員
	全国	11月8日・9日	由労禾	古古邦	鶴岡委員 長瀧委員
=	土	117 8 1 . 9 1	中労委	東京都	池澤委員 三宮委員
者					彼末局長ほか
三者連絡会議					下元会長 小野川委員
会業					山岡委員 筒井委員
硪	四 国	6月12日	徳島県	徳島市	鶴岡委員 長瀧委員
					武政委員 小笠原委員
					種田主幹
公益委員会議					下元会長 藤原委員
委	四国	2月4日	徳島県	徳島市	山岡委員
貝会	—		, , , , , ,	, , , , ,	川田委員
議					清藤審査調整員
	全 国	6月15日	静岡県	静岡市	下元会長 ほか
会長会議	中国・四国	1月15日	徳島県	徳島市	下元会長 ほか
时	四 国	5月11日	香川県	高松市	下元会長 ほか
局長	全 国	6月14日	静岡県	静岡市	戸田次長 ほか
長会議	四 国	5月11日	香川県	高松市	彼末局長 ほか
∄⊞	全 国 (調整主管課長会議)	11月30日	中労委	東京都	戸田次長
課長会議	全 国 (審査主管課長会議)	11月29日	中労委	東京都	戸田次長
戒	四 国 (審査・調整主管課長会議)	7月30日	高知県	高知市	清藤審査調整員

4 連絡会議議題

- ◎ 第73回全国労働委員会連絡協議会総会(30.11.8・9 東京都)
 - (1) 都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について

(中労委公労使)

(2) 同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について

(沖縄県労委公労使)

- ◎ 第106回四国労働委員会協議会総会(30.6.12 徳島市)
 - (1) 労働相談を経てあっせん申請のあった事案について (香川県労委)
 - (2) 無期転換ルールの権利行使に制約を設けるあっせん案を示すことについて (高知県労委)
 - (3) パワハラ案件における金銭以外の解決について (愛媛県労委)
- ◎ 第36回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会(31.2.4 徳島市)
 - (1) 定年退職後再雇用と同一労働同一賃金について (香川県労委)
 - (2) 集団あっせんにおける、健全な労使関係構築への配慮が見られない使用者への対応について

(高知県労委)

- (3) 36協定に係る労働者の過半数代表者の選出に関する団交拒否について (愛媛県労委)
- ◎ 平成30年度全国労働委員会会長連絡会議(30.6.15 静岡市)
 - (1) 都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決方策について (近畿ブロック)
- ◎ 第60回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議(31.1.15 徳島市)
 - (1) 公益財団法人の主たる出捐者である地方公共団体の使用者性について (島根県労委)
 - (2) 労働委員会の活性化のための更なる取組について (広島県労委)
 - (3) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の施行に向けての各県の対応方針について

(香川県労委)

- ◎ 四国ブロック労働委員会会長連絡会議(30.5.11 高松市)
 - (1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定等の 手続における各県労働委員会の工夫の有無及び認定手続の見直しの是非につい て (徳島県労委)
 - (2) 実態が個別労働紛争である不当労働行為救済申立事件への対応について (高知県労委)
 - (3) あっせん事項の変更について

(愛媛県労委)

- ◎ 平成30年度全国労働委員会事務局長連絡会議(30.6.14 静岡市)
 - (1) 審査・調整事件等の概況について

(中労委)

(2) 議題懇談「増加するパワーハラスメント事件への対応について」

(島根県労委)

「各労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決に向けた検討組織 の設置」 (大阪府労委)

- ◎ 四国地区労働委員会事務局長連絡会議(30.5.11 高松市)
 - (1) 個別紛争データベースシステムの活用について

(徳島県労委)

(2) 外国人労働者からの労働相談・あっせん(個別労働紛争)の対応について

(高知県労委)

(3) 不当労働行為審査事件に係る調書・議事録の反訳等について

(愛媛県労委)

- ◎ 平成30年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議(30.11.30 東京都)
 - (1) 調整業務の運営について

(中労委)

- (2) 都道府県労働委員会からの事例報告
 - ① 労働争議調整事件における事例
 - ② 個別労働紛争事件における事例
- (3) 都道府県労働委員会からの業務報告
- ◎ 平成30年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議(30.11.29 東京都)
 - (1) 業務概況説明

(中労委)

- (2) 今後の労働委員会の在り方検討について
- (3) 情報公開開示請求への対応について
- (4) 和解認定後の中労委データベースの取扱いについて

◎ 平成30年度四国地区労働委員会事務局審查·調整主管課長会議

(30.7.30 高知市)

(1) 労働委員会委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策について

(徳島県労委)

(2) 申請者同士が対立関係にある者双方からあっせん申請があった場合のあっせんの進め方について

(香川県労委)

(3) 組合員6名の連名で、所属労働組合に対する支配介入があったとして、不当 労働行為の救済申立てがあった場合において、申立人全員について本人尋問の 申請があったときの対応等について

(愛媛県労委)

- (4) ① 四国4県労働委員会運営等対比表の作成について
 - ② 会議の進め方等について

(香川県労委)

第 2 節 労働争議の調整及び実情調査

1 労働争議の調整

(1) 概 況

平成30年度の調整事件の取扱件数は、あっせん事案4件であった。

新規係属分の調整内容としては、賃金増額に関するものが1件、一時金に関するものが1件、その他賃金に関するものが1件、福利厚生に関するものが1件、団交促進に関するものが2件の6件であった(申請内容ごとの件数は、平成26年度申請分から、1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分で計上しており、申請件数とは一致しない。)。

申請4件のうち2件が解決、1件が打切り、1件が取下げとなった。

なお、個人が不利益取扱いを受けた後に加入した労働組合からの申請によるもの(いわゆる「駆け込み訴え」)は、0件であった。

第1表 調整区分及び処理状況

<u> </u>	例正ピカスいた								
		前年度		新規	係属		合計	処理	状況
年度		繰越	あっせん	調停	仲裁	計	百亩	終結	繰越
	28年度	1	3			3	4	3	1
	29年度	1	2			2	3	3	
	30年度		4			4	4	4	
	計	2	9			9	11	10	1

第2表 調整内容区分(新規係属分)

年度	28^{4}		294	年度	30名		合	計
区分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
組合承認・組合活動								
協約締結・全面改定	1	25.0%					1	7.1%
協約効力・解釈								
賃金増額	1	25.0%			1	16.7%	2	14.3%
一時金					1	16.7%	1	7.1%
諸手当								
その他賃金に関するもの					1	16.7%	1	7.1%
退職一時金・年金								
解雇手当・休業手当								
労働時間			2	50.0%			2	14.3%
休日・休暇								
作業方法の変更								
定年制								
その他の労働条件								
事業休廃止・事業縮小								
企業合併・営業譲渡								
人員整理								
配置転換								
解雇								
その他の経営・人事								
福利厚生					1	16.7%	1	7.1%
団交促進	1	25.0%	2	50.0%	2	33.3%	5	35. 7%
事前協議制								
その他	1	25.0%					1	7.1%
計	4	_	4	_	6	_	14	_

第3表 申請・職権区分(新規係属分)

<u> </u>	<u> </u>	10 1 4 5 0 14 1441-04			
区分	申	申請によるもの			<u> </u>
年度	組合	使用者	双方	よるもの	合計
28年度	3				3
29年度	2				2
30年度	4				4
計	9				9

第4表 終結処理区分

<u> </u>		<u> </u>							
	年 度	284	年度	29年	F度	30年	 手度	累	計
区分		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	取下	1	33.3%			1	25.0%	2	20.0%
	解決	1	33.3%	1	33.3%	2	50.0%	4	40.0%
	打切	1	33.3%	2	66.7%	1	25.0%	4	40.0%
終結	不調								
不 令不口	却下								
	裁定								
	移管								
	合計	3	_	3	_	4	_	10	_
꿮4	翌年度繰越 1 一 一 1 一 1 一							_	

(2) 取扱事件一覧

(新規受付)

						*	<u>ועל וע</u>	_	13/
事件番号	受付日指名日	申請 区分	申請事項	処理結果	終結日	処理日数 処理回数	部公	整労	員使
30 (あ) 2号	30. 5. 2	労	駐車場料金助成制度の継	毎 万 シナ₁	20.7.11	63日	藤		小烩
医療・福祉	30. 5. 10	カ	続	解決	30. 7. 11	2回	原	筒井	笠原
30 (あ) 3号	30. 8. 2	労	夏季賞与の算出方法の変	打切	30. 9. 13	39日	川	小野	加
教育・学習支援業	30. 8. 6	カ	更及び誠実な団体交渉	1190	50. 9. 15	1回		判川	藤
30 (あ) 4号	30. 8. 30	労		解決	21 1 20	147日	藤	武	長
運輸業・郵便業	30. 9. 6	カ	経営資料の提示	州牛 亿、	31. 1. 30	2回	原	政	瀧
30 (あ) 5号	30. 11. 26	労	賃金の引上げ及び賃金表	取下	31. 3. 15	108日	鶴	筒	小烩
医療・福祉	30. 11. 28		の作成	HX I	31. 3. 15	0回	岡	筒井	笠原

- (注) 1 事件番号は、暦年による
 - 2 受付日・指名日の上段は受付日、下段は調整員(あっせん員、調停委員、仲裁委員)の 指名日
 - 3 処理日数・処理回数の上段は調整員指名日から終結日までの日数、下段は調整期日の回数

2 実情調査

(1) 概 況

労働争議の実情調査は、高知県労委又は中労委に公益事業の争議行為の予告通知があったもののうち、労使交渉が高知県内で行われるものについて実施した。

平成30年度は、新たに調査を開始したものが17件、前年度からの繰越が8件で、このうち17件が終結した。

区分	前年度繰越	新規開始	計	処理状況		
年度	削牛及裸越	机规用炉	訂	終結	繰越	
28年度	11	28	39	27	12	
29年度	12	30	42	34	8	
30年度	8	17	25	17	8	
計	31	75	106	78	28	

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	事件名	組合員数	内 容		調	查	処理 状況
		貝剱		区分	開始年月日	終結年月日	小儿
30年 中1号	高知通運(株)	2	賃金引上げ等	職員	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 6. 21	解決
ッ 中 2 号	四国運輸(株)	155	賃金引上げ等	IJ	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 4. 19	解決
# 中 3 号	高知福山通運(株)	62	賃金引上げ等	IJ	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 4. 5	解決
# 中4号	高知県倉庫運送(株)	20	賃金引上げ等	11	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 6. 7	解決
ッ 中 5 号	丸中運送(株)	39	賃金引上げ等	11	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 8. 2	解決
ッ 中 6 号	丸福運輸(株)	13	賃金引上げ等	11	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 8. 2	解決
ッ 中 7 号	高知赤十字病院	43	駐車場の確保	11	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 4. 19	打切
" 中 8 号	高知県赤十字血液センター	16	勤務評定の撤 回等	IJ	30. 3. 5 (30. 2. 28)	30. 4. 5	打切

⁽注) 1 開始年月日欄の()は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。

² 事件番号は、暦年による。

(新規受付)

							ווי אלי
本 /4.亚口	幸 /4 /2	組合	H #		調	查	処理
事件番号	事 件 名	員数	内 容	区分	開始年月日	終結年月日	状況
30年 高 2 号	JA高知病院	90	日勤、夜勤の 人員の確保等	職員	30. 4. 24	30. 6. 21	打切
ッ 中 9 号	高知通運 (株)	2	一時金の要求 等	IJ	30. 5. 28 (30. 5. 25)	30. 6. 21	解決
" 中10号	高知福山通運(株)	62	一時金の要求 等	IJ	30. 5. 28 (30. 5. 25)	30. 7. 19	解決
" 中11号	高知県倉庫運送(株)	20	一時金の要求 等	IJ	30. 5. 28 (30. 5. 25)	30. 6. 21	解決
ル 中12号	丸中運送(株)	39	一時金の要求 等	IJ	30. 5. 28 (30. 5. 25)	30. 8. 2	解決
ル 中13号	丸福運輸 (株)	13	一時金の要求 等	11	30. 5. 28 (30. 5. 25)	30. 8. 2	解決
" 中14号	高知赤十字病院	42	賃金引上げに 関する要求等	11	30. 10. 29 (30. 10. 26)	30. 11. 15	解決
ル 中15号	高知県赤十字血液セン ター	15	賃金引上げに 関する要求等	IJ	30. 10. 29 (30. 10. 26)	30. 12. 20	解決
31年 高1号	(株)NTTフィールド テクノ	2	賃金引上げに 関する要求等	IJ	31. 2. 27	31. 3. 28	打切
ッ 中1号	高知通運(株)	2	賃金引上げ等	IJ	31. 3. 4 (31. 2. 27)		繰越
ッ 中 2 号	四国運輸 (株)	211	賃金引上げ等	IJ	31. 3. 4 (31. 2. 27)		繰越
ッ 中3号	高知福山通運(株)	63	賃金引上げ等	IJ	31. 3. 4 (31. 2. 27)		繰越
ッ 中 4 号	高知県倉庫運送(株)	21	賃金引上げ等	IJ	31. 3. 4 (31. 2. 27)		繰越
ッ 中 5 号	丸中運送(株)	40	賃金引上げ等	IJ	31. 3. 4 (31. 2. 27)		繰越
ッ 中 6 号	丸福運輸 (株)	13	賃金引上げ等	IJ	31. 3. 4 (31. 2. 27)		繰越
ッ 中 7 号	高知赤十字病院	43	勤務評定の撤 回等	IJ	31. 3. 4 (31. 2. 28)		繰越
中8号	高知県赤十字血液セン ター	15	勤務評定の撤 回等	11	31. 3. 4 (31. 2. 28)		繰越
(>>)							

⁽注) 1 開始年月日欄の()は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。 2 事件番号は、暦年による。

第3節審查

1 労働組合の資格審査

(1) 概 況

平成30年度の資格審査は、新規受付1件であった。その立証目的は、不当労働行 為救済であり、翌年度に繰り越した。

【資格審査立証目的別受付件数】

年度 区分	28年度	29年度	30年度	計
委員推薦		2		2
不当労働行為	1	1	1	3
法人登記				0
労働者供給事業				0
労組法第18条				0
総会で特に必要と認めたもの				0
計	1	3	1	5

(2) 取扱事件一覧

(新規受付)

番号	立証目的	受付年月日	補正の	処理状況	
留 写	7万里正 白 4.2	文的平月日	有 無	年月日	区分
30年1号	不当労働行為(30年(不)1号)	30. 11. 28		翌年度繰越	

(注)事件番号は、暦年による。

2 不当労働行為救済申立事件の審査

(1) 概 況

平成30年度の不当労働行為救済申立事件の取扱いは、前年度からの繰越が14件、 新規受付が1件の合わせて15件であった。このうち14件(93.3%)が公務員関係、1 件(6.7%)は民間関係であった。 15件とも翌年度へ繰り越した。

第1表 取扱件数

<u> </u>					
年度	前年度 繰越	新規	計		状況
区分	繰越	17/1 //JL	БI	終結	繰越
28年度	17	1	18	3	15
29年度	15	1	16	2	14
30年度	14	1	15		15
計	46	3	49	5	44

筆 ク 表 数 済由 立 内 窓 区 分

第2次 秋河中山	内谷区万								
年度	28年度		29年	29年度		F度	計		
区分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
解雇	1	100.0%					1	33. 3%	
不利益処分					1	100.0%	1	33. 3%	
団交拒否			1	100.0%			1	33. 3%	
支配介入									
計	1	_	1	_	1	_	3	_	

⁽注) 同一事件で救済内容が数項目にわたるものは、主要な1項目のみ取り上げて計上した。

第3表 事件処理区分

<u> </u>	<u>U 10</u>	•	サール・サール・サード								
	/		年度	28年	三度	29年	F度	30年	F度	当日	+
区	分			件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
		取	下								
		却	下								
終		棄	却			1	50.0%			1	20.0%
結		救	済	1	33. 3%	1	50.0%			2	40.0%
		和	解	2	66. 7%					2	40.0%
		移	送								
		計	•	3	_	2	_		_	5	_
	翌/	年度	繰越	15	_	14	_	15	_	_	_

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越) 担当委員 処理状況 事件番号 受付日 請求する救済内容の要旨 審査委員 参与委員 7条1号 池澤 1 懲戒処分の取消し 公益委員 昭和45年(不)9~11号 翌年度 S45. 11. 4 併合事件 2 給与上の不利益回復 繰 越 の全員 長瀧 3 陳謝文の交付 7条1号 池澤 1 懲戒処分の取消し 公益委員 翌年度 昭和46年(不)1号事件 S46. 1. 21 2 給与上の不利益回復 繰 越 の全員 長瀧 3 陳謝文の交付 7条1号 池澤 1 懲戒処分の取消し 昭和51年(不)1~10号 翌年度 公益委員 S51. 2. 25 併合事件 2 給与上の不利益回復 繰 越 の全員 長瀧 3 陳謝文の交付

(新規受付)

事件番号	受付日	請求する救済内容の要旨	処理状況	担当委員		
Ŧ II H 7	ZII F	HAY / OWN HAY VE	人生火仍	審査委員	参与委員	
平成30年(不)1号事件	Н30. 11. 28	7条1号・2号・3号 1 原職復帰等 2 支配介入の中止 3 誠実な団交の実施 4 謝罪文の交付等	翌年度繰越	下元川田	筒井 三宮	

⁽注)事件番号は、暦年による。

(3)事件別概要

昭和45年(不)第9~11号併合事件

S 45.11.4 受付 繰 越

申 立 人 (個人申立)

高知県立A高等学校 用務員M高知県立B高等学校 調理員N高知県立C高等学校 守 衛O

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の 同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をしなかった。このことは、 地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」と して、懲戒(減給)処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入する X₁組合の上部組織である X₂組合及び X組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始 のまま令和元年度に繰り越した。

昭和46年(不)第1号事件

S 46. 1.21受付 繰 越

申 立 人 (個人申立)

高知県立A高等学校 用務員M

被申立人Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の 同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をしなかった。このことは、 地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」と して、懲戒(減給)処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入する X₁組合の上部組織である X₂組合及び X組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始 のまま令和元年度に繰り越した。

昭和51年(不)第1~10号併合事件

S 51. 2.25受付 繰 越

申 立 人 (個人申立)

高知県立A高等学校 用務員M 高知県立B高等学校 守衛N 高知県立C高等学校 技能員O 高知県立D高等学校 用務員P 高知県立E高等学校 技能員Q 高知県立F高等学校 技能員R 高知県立G高等学校 守衛S 技能員T 高知県立H高等学校 高知県立I高等学校 技 師U 高知県立J高等学校 守衛V

被申立人Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び 同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けないで正常な勤務をし なかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入する X_1 組合の上部組織である X_2 組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審查経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま令和元年度に繰り越した。

平成30年(不)第1号事件

H30.11.28受付 新 規

申立人 X組合

被申立人 Y法人

請求する救済の内容

- 1 原職復帰等
- 2 支配介入の中止
- 3 誠実な団交の実施
- 4 謝罪文の交付等

申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は、労働組合法第7条第1号から第3号までに規定する不 当労働行為に該当する。

- (1) 組合員AをB業務に従事させ続け、原職への復帰を拒んでいること。
- (2)組合員Aに対し退職勧奨を行ったこと。
- (3) 組合員Aの処遇に関する文書を施設内に掲示したこと。
- (4) (3) の文書に記載していた「組合員Aを調査対象とする職員への聞き取り調査」を実施したこと。
- (5) 団体交渉にY法人の代表者等を出席させず、抽象的な説明を繰り返し、具体的な説明を行わなかったこと。

被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めた。

- (1) 原職へ復帰させないのは、組合員Aが適性に欠けるためである。
- (2) 退職勧奨は、組合員Aの職場での立場等を考え、温情の意味で行ったものである。
- (3) 処遇に関する文書を掲示したのは、法人業務の安全性等を保ち、職場内の秩序を維持するためである。
- (4) 聞き取り調査を行ったのは、組合員Aの問題行動が発覚したことから、あるべき法人業務の適正を確保し、公正で内容が浸透する職員指導を進めるためである。
- (5) 事務長に一切の交渉の任に当たらせることとしており、組合員Aの労働条件について団体交渉において合意した内容については確認書を交わしている。

審査経過

平成31年1月29日 第1回調査

3月6日 第2回調査

次回第3回調査を平成31年4月8日に予定して、令和元年度に繰り越した。

(4) 審査期間の目標の達成状況等

高知県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから事件終結までの期間の目標を 1年以内としている(平成17年3月17日第485回公益委員会議決定)。

平成17年3月17日以降に申立てがあった事件で終結したものは14件あり、そのうち1年以内に終結した事件は9件であった。また、この14件の平均所要日数は327日であった。

第1表 終結事件(平成17年3月17日以降申立分)の審査状況

<u> </u>	衣 終結事件(∸	<u> </u>	<u> 口 </u>	<u> 1万) の</u> 番1	<u> </u>	<u>兀</u>		
	事件番号	申立年月日	終結年月日	所要日数	審調査	查回 審 問	数 和 解	終結事由
	17年(不)1号	17. 10. 6	17. 11. 7	33				無関与和解
]	18年(不)1号	18. 7. 27	19. 3. 23	240	3	3		命令 (棄却)
]	19年(不)1号	19. 5. 29	20. 2. 25	273	3	3		命令 (一部救済)
2	21年(不)1号	21. 1. 9	21. 4. 22	104	2			取下
2	20年(不)1号	20. 1. 10	21. 8. 24	593	6	4	2	命令 (一部救済)
2	22年(不)2号	22. 8. 31	23. 1. 5	128	2			取下
2	22年(不)1号	22. 8. 31	23. 7. 21	325	5			取下
2	23年(不)1号	23. 1. 7	23. 8. 24	230	3	2		命令 (棄却)
6	24年(不)1号	24. 7. 12	25. 12. 3	510	5	3	3	関与和解
6	27年(不)2号	27. 12. 11	28. 8. 8	242	3		3	関与和解
6	28年(不)1号	28. 1. 7	29. 2. 10	401	4	1		命令 (一部救済)
2	27年(不)1号	27. 2. 16	29. 3. 30	774	5	3	1	関与和解
2	28年(不)2号	28. 10. 25	30. 1. 25	458	7			命令 (一部救済)
2	29年(不)1号	29. 7. 6	30. 3. 23	261	3			命令(棄却)
	計 (14件)	_	_	4, 572	51	19	9	

平均所要日数 全体 (14件): 327日

命令・決定事件 (7件): 351日取下・和解事件 (7件): 302日

第2表 終結事件の平均所要日数 (昭和24年~平成30年)

70 - X 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 /7/400 /	
	のべ所要日数	終結件数	平均所要日数
命令・決定事件	16, 688	38	439
取下・和解事件	90, 994	159	572
計	107, 682	197	547

(注) 平成31年3月31日までに終結した事件を集計

第3表 審査期間別終結件数(命令・決定事件)

<u> おり払</u>	リッペミルロリーヌ	/ / Hh la -	八尺子口	/				
審査 期間 終結 年度	31~90日	91~ 180日	181~ 365日		1年半超 ~2年	2年超 ~3年	3年超	計
S24~33	2	1	1		1			5
S34~43	1	3	2				1	7
S44~53		1		3	1	1		6
S54~63					2			2
Ⅱ元~10			2	2	2	4		10
H11~20			2	1				3
H21~30			2	2	1			5
計	3	5	9	8	7	5	1	38

第4表 審査期間別終結件数(取下・和解事件)

審査 期間 終結 年度	~30日	31~90日	91~ 180日	181~ 365日	1年超~ 1年半	1年半超 ~2年	2年超 ~3年	3年超	計
S24~33	17	6	4	1	1	1			30
S34~43	8	23	7	13	6	2			59
S44~53	2	4	2	2	2	1	4	1	18
S54~63	1	3	5	1	2	2	1	12	27
Ⅱ元~10			1	1	5	2	1	3	13
H11~20		1	1	1					3
H21~30			2	2	1		1	3	9
計	28	37	22	21	17	8	7	19	159

第 4 節 地方公営企業等の労働関係に関する 法律に基づく認定・告示

概況

労働委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律の定めるところにより、地方公営企業及び特定地方独立行政法人に勤務する職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲(いわゆる非組合員の範囲)を認定し、告示することとされている。

なお、平成30年度に認定・告示はなかった。

第 5 節 個別労働紛争の解決促進

平成13年4月から、地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受け、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(個別労働紛争)に係る労働相談及びあっせんを行っている。

1 労働相談

概 況

個々の労働者と事業主との間の労働問題に関する相談があった場合は、事務局職員が、問題解決に向けた情報提供や助言、適切な機関の紹介などを行っている。

平成30年度に取り扱った労働相談の件数は401件であった。そのうち、労働者からの相談が385件、使用者からの相談が16件で、相談内容では「パワハラ・嫌がらせ」が123件で最も多く、次いで、「その他」を除くと、「退職」が71件、「解雇」及び「年次有給休暇」がそれぞれ39件であった。企業規模別では、「不明」を除くと、30人未満の企業が多かった。

なお、平成30年度も県内の労働相談機関と連携して合同労働相談会を実施した。

【合同労働相談会の概要】

(1) 日 時 : 平成30年10月30日 (火) 午前10時~午後6時

(2) 場 所 : 高知県庁北庁舎

(3) 相談件数 : 11件

(4) 相談内容 : パワハラ5件、賃金未払い5件、退職2件

など、計24件

(1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で

計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。)

(5) 相談担当機関:弁護士会、司法書士会、社会保険労務士会、労働局雇用環境

· 均等室、県商工労働部雇用労働政策課、労働委員会事務局

第1表 労働相談件数の推移

年度	28年度	29年度	30年度	=
実件数	339	356	401	1, 096
	(20)	(15)	(11)	(46)

(注) () 内は、合同労働相談会の件数で内数である。

第2表 労働相談の内訳

企業規模		計		30人	未満	30~	99人	100~	299人	300人	以上	不	明
相談内容		労	使	労	使	労	使	労	使	労	使	労	使
実件数	401	385	16		5		3	25		36		197	8
経営又は人事	140	136	4	37	1	13	2	15		16		55	1
ア 解雇 (エ①の懲戒解雇は除く)	39	38	1	13		7	1	3		1		14	
 整理解雇 													
② 普通解雇	16	16		4		7						5	
③ 退職強要	13	13		7				3				3	
④ 契約更新拒否、雇止め	10	9	1	2			1	_		1		6	
イ配置転換、出向・転籍	19	19		1		2		5		5		6	
ウ復職	4	4		2						1		1	
工 懲戒処分	5	5		2						1		2	
① 懲戒解雇	1	1		0						1		1	
② その他の懲戒処分 オ 退職	$\frac{4}{71}$	4 68	3	2 19	1	4	1	7		1 8		30	1
力 勤務延長、再雇用	11	00	3	19	1	4	1	1		0		30	1
キ その他経営又は人事	2	2										2	
賃金等	70	69	1	24		10	1	1		6		28	
ク 賃金未払い	36	36		13		1				4		18	
ケ賃金増額	1	1		1						_			
コ賃金減額	6	5	1	1		1	1	1				2	
サー時金	3	3										3	
シ退職一時金	3	3		1		1				1			
ス 解雇手当	7	7		1		5						1	
セ 休業手当	3	3		1		1						1	
ソ 諸手当	3	3		2						1			
タ その他賃金	8	8		4		1						3	
チ年金(企業年金、厚生年金等)													
労働条件等	182	176	6	57	2	6	1	8		12		93	3
ツ労働契約	23	22	1	4		1	1	4		1		12	
テ 労働時間 ト 休日・休暇	20 15	20		7		1		1		2		10	
ト 休日・休暇 ナ 年次有給休暇	39	15 37	2	8	1	1		1		3		8 25	1
ニ 育児休業・介護休業	6	4	2	0	1	1				1		3	2
ヌ 時間外労働	22	22		10		1		1		1		10	
ネ安全・衛生	3	3		2		1		1				1	
ノ 福利厚生制度	J	J		٢									
ハ社会保険	11	11		5						2		4	
ヒ労働保険	25	25		11		1				2		11	
フ その他の労働条件等	18	17	1	6	1			2				9	
職場の人間関係	128	125	3	29	1	11	1	15		17		53	1
へ セクハラ	5	5		1				1		1		2	
ホ パワハラ・嫌がらせ	123	120	3	28	1	11	1	14		16		51	1
その他	98	90	8	19	2	7	1	6		9		49	5
マその他	98	90	8	19	2	7	1	6		9		49	5
総計(注) 平成26年度から 1/2		596	22		6		6	45		60		278	10

⁽注) 平成26年度から、1件の相談で複数の相談内容に該当する場合、それぞれの内容で計上しており、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しない。 平成26年度以降は、合同労働相談会の件数を含んでいる。

2 個別労働紛争のあっせん

(1) 概 況

個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する紛争について、当事者の申請に基づいてあっせんを行っている。

平成30年度は、新規申請が5件で、労働者からの申請が4件、使用者からが1件であった。

取り扱った6件中、5件が終結した。その内訳は、解決2件、打切1件、不参加 2件であった。

第1表 取扱件数

<u> </u>							
区分	前年度		新規申請		∆ ≢1.	処理	状況
年度	繰 越	労働者	使用者	計	合計	終結	繰 越
28年度	1	8		8	9	9	
29年度		8		8	8	7	1
30年度	1	4	1	5	6	5	1
計	2	20	1	21	23	21	2

第2表 申請内容内訳(新規申請分)

年度		F.度	294		304		合	·計
区分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
解雇・退職強要・雇止め	2	12.5%	5	55.6%	2	28.6%	9	28.1%
配置転換、出向・転籍	2	12.5%					2	6.3%
復職								
懲戒処分	2	12.5%					2	6.3%
退職	2	12.5%			1	14.3%	3	9.4%
勤務延長、再雇用								
その他経営又は人事								
賃金未払			1	11.1%			1	3.1%
賃金増額								
賃金減額	1	6.3%					1	3. 1%
一時金	1	6.3%					1	3. 1%
退職一時金								
解雇手当								
休業手当	1	6.3%					1	3.1%
諸手当								
その他賃金								
年金(企業年金・厚生年金等)								
労働契約								
労働時間								
休日•休暇								
年次有給休暇								
育児休業・介護休業								
時間外労働								
安全・衛生								
福利厚生制度								
社会保険								
労働保険								
その他の労働条件等								
セクハラ								
パワハラ・嫌がらせ	5	31.3%	3	33.3%	2	28.6%	10	31.3%
その他					2	28.6%	2	6.3%
計	16	_	9	-	7	-	32	_

⁽注) 1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上しており、第1表の新規申 請の件数の計とは一致しない。

第3表 終結処理区分

<u> </u>		<u> </u>							
	年度	28年	F度	29年	F度	30年	F度	合	·計
区分		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	不開始								
	不参加	3	33.3%	3	42.9%	2	40.0%	8	38. 1%
終結	打切	3	33.3%	1	14.3%	1	20.0%	5	23.8%
がミルロ	取下	1	11.1%					1	4.8%
	解決	2	22.2%	3	42.9%	2	40.0%	7	33.3%
	合計	9	_	7	_	5	_	21	_
翌年月	度繰越		_	1	_	1	_	_	_

(2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	受付日	申請	申請事項	処理	あっせん	終結日	あっせ	tん員
事件番号	受 付 日	区分	申請事項	結果	期日	処理日数	公労	労 使
30(個)257号	20 2 22	र्रोद	雇止め理由の説	7 2 hn		30. 5. 7	川遠	九九
宿泊業・飲食サービス業	30. 3. 23		明	不参加		46日	田頃	藤

(新規受付)

							71720		
事件番号	受付日	申請 区分	申請事項	処理 結果	あっせん 期 日	終結日 処理日数	あっ 公		_
30(個)258号	30. 8. 27	労	離職理由の変更	不参加		30. 9. 14	鶴	池	西
サービス業	30. 6. 21	カ	歴 戦 生 田 り 変 史	个参加		19日	岡	澤	山
30(個)259号	30. 9. 7	使	従業員との関係	解決	30. 10. 29	30. 10. 29	Ш	岡	三宝
医療•福祉	30. 9. 1		改善		30. 10. 29	53日	田	林	宮
31(個)260号	31. 1. 7		嫌がらせで休職 を余儀なくされ	打切	31. 3. 25	31. 3. 25	鶴	小野川	加
医療・福祉	31. 1. 7	73	たことに対する 経済的補償等	11 90	31. 3. 23	78日	岡	川	藤
31(個)261号	31. 1. 24	労	不当解雇に対す	解決	31. 2. 18	31. 2. 18	藤		西
建設業	51. 1. 24	カ	る経済的補償等	州干1人	51. 2. 10	26日	原	澤	山
31(個)262号	31. 3. 26	労	退職強要や上司 の発言による精	繰越			JII	岡	長
医療•福祉	51. 5. 20	カ	神的苦痛への損 害賠償等	保险			田	林	瀧

⁽注)1 事件番号は、暦年+通し番号 2 処理日数は、受付日から終結日までの日数

資 料

1 **労働争議調整事件 調整内容別件数表**(昭和21年~平成30年)

	年 S	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C		立: 1	-
区分	年 S 21	S 22	S 23	S 24	S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40
賃 上	げ	3 調3	13 調7	7 調4		6 調2	5 調1	7	5 調1	3	3	8	4	2	1	9	7	2	5	4
解	雇 調1		5	3 調1	4 調2	1	2	2	10	6	3	5	8	3	3	3	2	3 仲1	3	7
一時	金				1	1	2	4 調1	2	6	5	6	3	2	1	9	7	5	3	8
労働協約 労働条		3 調3	2	4	7 調4		1	6 仲1	1	1	1	2	4	1		1	2	1	1	
未払賃			2	1	3 調3		5	4	2	5	1	2	1	1					1	
工場閉鎖 人 員 整:			1	8 調3	7 調2		1		1		1	1	1	2		2	1		1	3
退職金	•			2	10	1	1			3		1	3			1		3		
<u>, こ,</u> 賃下げ撤					1 調1				1	1				1		1				
非組合の範	員 囲				н/нј т			1												
団交拒				1				1											2	
支配介	入				1															
第2組合の解散命				1																
	他	1 調1	1	1	1		1		2		1		1	2	1		1	1		1
⇒ 1	4	7	24	28	35	9	18	25	24	25	15	25	25	14	6	26	20	15	16	2
計	調1	調7	調7	調8	調	調2	調1	調1 仲1	調1									仲1		
	年 S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分	41	42	43 5	44	45 10	46 17	47 5	48 6	49 8	50 3	51 2	52 4	53 6	54 3	55 2	56 4	57 7	58 6	59 7	6
賃 上	げ		調1																-	
解	雇	3 調1	4	5	2	5	8	4	1	2	5	2	3		3	3	1	1	3 調1	1
	金 調1	2	2	8	2	6	2	2	4	3	5	4	4	4	1	3	8	6		2
労働協約 労働条		2	2	1		1	2		1		2	4	2	7	4	4	4	3	4	1
未払賃		1				2					1	1			4				1	
																		1	5	
人員整:	理					5	1		1				1	3		2		1		
人員整:退職金	理 ・					5 4	1		1	1			1	2		2	1	1		
人員整: 退職金 予告手	理 • 当						1		1	1						2	1	1		
人員整 退予 金 賃下げ撤 非 組 合	理 ・ 当 回						1		1	1						2	1	1		
人員整: 退費金 賃下げ撤 非組合 の 範	理・当回員囲		3	1	17		1	3	1	2	2	2			2	2	9	7	6	1
人 員 整 金 手 で が を を が か の で を が の で が の の の の の の の の の の の の の	理 ・当 回 員囲 5	1	3	1	17	4	1	3			2	2	1	2	2				6	1
人退予賃 非の団 支 第 2 組 介 合	理・当 回 員囲 否 入 へ	1	3	1	17	3	1	3			2	2	1	2	2				6	1
団 交 拒 支 配 介 第2組合 の解散命	理・当 回 員囲 否 入 へ	1 2	3	1	17	3	1	3			2	2	1	2	2				6	1

医分 年	S 61	S 62	S 63	H 元	Н 2	Н 3	H 4	Н 5	Н 6	H 7	H 8	Н 9	H 10	H 11	Н 12	Н 13	H 14	Н 15	Н 16	H 17
賃上げ	1	2	00	2	3	1	2	4	6		3	3	1	1	12	1	2	10	2	11
解雇			1			1	3		2	2	2	1 調1				2				
一時金	4	4	1	2	3	1	2		1	2	3	1	1	3 調3	4 調2		2	1		
労働協約・ 労働条件		2	2	1	3	1	4	5	5	3	1	4 調1	1	.,,	1 調1					
未払賃金			1																	
工場閉鎖・ 人 員 整 理																				
退職金・ 予告手当											1	1	1	1					1	
賃下げ撤回																				
非組合員の 範 囲																				
団交拒否	3	2	1	3	7	4	5		1	2	4	4		1	2	3 調1	1	2	2	4 調1
支配介入																				
第2組合へ の解散命令																				
その他	4			2	3	3		1		2			1	1			1			
計	12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14 調2	5	7 調3	7 調3	6 調1	6	3	5	4 調1
年	Н	H 10	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	章	+					

年	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	計
区分	п 18	п 19	п 20	п 21	п 22	п 23	п 24	л 25	п 26	л 27	л 28	л 29	л 30	日日
賃上げ	10	-10							1		1		1	237 調19
解雇	1		3	3	1	1	2			3				161 調7 仲1
一時金	1				1	1							1	176 調7
労働協約・ 労働条件		1	3	3				1			1			126 調9 仲1
未払賃金	1	1		1	1				1					44 調3
工場閉鎖・ 人 員 整 理														54 調5
退職金・ 予告手当			1		1	1								42
賃下げ撤回														5 調1
非組合員の 範 囲														1
団交拒否	3	2	1	1	6	2		2	1	1	1		1	156 調2
支配介入														3
第2組合への解散命令														1
その他					1	2	2 仲1			2		2	1	75 調2 仲1
計	6	4	8	8	11	7	4 仲1	3	3	6	3	2	4	1, 081 調55 仲3

(注1) 調は調停の件数を、仲は仲裁の件数を示し、内数である。 (注2) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

2 労働争議調整事件 処理区分表(昭和21年~平成30年)

	<i>)</i>	剪 丁	IFFE I	<i>)</i> 11) <u>11</u>	② 学	<u> </u>	- J.C.	: 1	<u> </u>	了衣	(11/2	<u>ጎ</u> ጥ ሀ ረ	11+	7 4	- 万又, 3	10 11)			(単位	ኒ : 1	生)
	_	年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分		<u></u>	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
新規申	自請信	牛数	4	7	24	28	35	9	18	25	24	25	15	25	25	14	6	26	20	15	16	23
	取	下		1	3	2	3		3	6		4		2	9	4		6	7	1	4	13
	解	決	1	7	17	20	25	8	11	14	17	17	15	19	12	7	6	13	9	13	9	9
処	打	切			2	6	3	2	1	6	4	5	1	2	4	3		7	2	4	1	3
理	不	調			1	2	2	1	1													
区分	却	下		1																		
7,1	裁	定								1												
	移	管													2							
	計	+	1	9	23	30	33	11	16	27	21	26	16	23	27	14	6	26	18	18	14	25
翌年~	へ の絹	嬠越	3	1	2	0	2	0	2	0	3	2	1	3	1	1	1	1	3	0	2	0
		—		~	-	~	-	~		-				-	~		-	l a	~		~	
区分	\	年/	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60
新規目	申請何	牛数	22	13	16	19	32	44	18	15	17	14	17	17	22	21	17	21	34	26	29	23
	取	下	6	8	3	9	20	17	8	1		1	1	2	1	4	3	3	3		5	3
	解	決	3	3	8	8	6	13	5	8	14	12	15	13	15	9	8	11	15	15	9	6
	打	切	9	6	3	4	5	11	7	5	2	4	2	2	5	6	8	5	17	13	14	13
処	不	調	Ü	0	0			11	•	0										10	11	1
理区	<u>'</u> 却	下																				1
分	裁	定																				
	移	管																				
	_	<u></u> }	18	17	14	21	31	41	20	14	16	17	18	17	21	19	19	19	35	28	28	23
翌年~	1			0	2	0	1	4	2	3	4	1	0	0	1	3	13	3	2	0	1	1
<u> </u>	1 V J /I	木丛	Т	O	7	O	1	1	۷	J	1	1	O	O	1	J	1	5	۷	O	1	1
	_	年	S	S	S	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н
区分	h =± /	it. 38/.	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
新規甲	T	_	12	10	6	10	19	11	16	10	15	11	14	14	5	7	7	6	6	3	5	4
	取	下	1	2	0	_	3	1	2	2		1	1	_	2	1	1	1	_	0	0	2
	解	決	4	3	2	5	8	4	5	2	6	7	7	5	4	4	4	4	5	2	2	2
処	打一	切	7	5	4	5	7	8	7	8	6	3	8	6	1	2	1	1	1	1	1	1
理	不	調									1					1	1					1
区 分	却	下																				
	裁	定																				
	移	管																				
		+	12	10	6	10	18	13	14	12	13	11	16	11	7	8	7	6	6	3	3	6
翌年~	〜 の絹	嬠越	1	1	1	1	2	0	2	0	2	2	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0

	\	年 /	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	Н 25	Н 26	H 27	Н 28	H 29	H 30	計
新規甲	申請作	牛数	6	4	8	8	11	7	4	3	3	6	3	2	4	1,081
	取	下	1			2		1		1		2	1		1	195
	解	決	5	2	4	4	6	5	2	1	2	1	1	1	2	566
<i>Ь</i> п	打	切		2	3	2	4	3	1	2	1	2	1	2	1	304
理	不	調														12
処理区分	却	下														1
ガ	裁	定														1
	移	管														2
	言	+	6	4	7	8	10	9	3	4	3	5	3	3	4	1,081
翌年~		乗越 しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	0	0	1	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	

(注) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

3 **労働争議実情調査件数表**(昭和30年~平成30年)

	7 1-93 1	HIJA7.	<i></i>	נייאו נ		1 29		(""	ППО	О Т	')4)/(10	· 1 /						(単位	ኒ : 4	牛)
区分	年	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49
開	始	35	13	16	29	14	16	17	18	12	16	20	21	26	27	24	33	29	24	30	32
終	結											19	20	26	23	28	30	26	21	29	28
繰	越											1	2	2	6	2	5	8	11	12	16
										_		_									
区分	年	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63	H 元	H 2	Н 3	H 4	H 5	Н 6
開	始	26	21	33	29	36	36	32	23	31	25	24	18	21	26	24	30	36	39	40	30
終	結	31	23	30	37	32	40	36	19	33	25	22	22	20	24	25	31	35	37	32	40
繰	越	11	9	12	4	8	4	0	4	2	2	4	0	1	3	2	1	2	4	12	2
区分	— 年	H 7	H 8	Н 9	H 10	H 11	H 12	Н 13	H 14	Н 15	Н 16	Н 17	Н 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	Н 26
開	 始	35	28	25	25	29	34	39	24	24	18	24	20	27	23	32	26	37	29	35	25
終	結	36	25	28	26	27	33	32	28	21	17	25	20	24	24	28	31	33	34	33	26
繰	越	1	4	1	0	2	3	10	6	9	10	9	9	12	11	15	10	14	9	11	10
							-		-					-						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	年	Н	Н	Н	Н	計
区分		27	28	29	30	μl
開	始	28	28	30	17	1694
終	結	27	27	34	17	1686
繰	越	11	12	8	8	

(注)平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

4 資格審査 立証目的別受付件数表 (昭和24年~平成30年)

		_	_	_ '	_					_				_			()	単位	: 㑇	=)
年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
委 員 推 薦	29	98	75	111	58	14	27	26	23	18	19	16	4	10		7	1	4		
不 当 労 働 行 為		1		1	3	2	1	1		3	3	5	8	4	5	4	6	6	6	3
法 人 登 記	6	3	6	2	4	4	3	1		2	1	1		2	3					3
労働者供給事業	4	2	1					1								2		2		2
労 組 法 第 18 条									1											
総会で特に必要と認めたもの		1				1														
旧 法 にあっせん	5	22	4	5																
よるもの調停	1	8	3																	
計	45	135	89	119	65	21	31	29	24	23	23	22	12	16	8	13	7	12	6	8
	•	•																		
年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S
区分	44	45	46	47		49	50	51	52	53	54		56	57	58	59	60	61	62	63
委員推薦	4		2		1	2		2		2		2		2		2	1	2		3
不 当 労 働 行 為	2	5	3	3		3	2	2	2		4		2	2	2	1	5		1	2
法 人 登 記		2	1		1	1	1			3	1	1						1		
労働者供給事業		2		2		2		2		2		2		2		2		2	1	
労組法第18条																				
総会で特に必要と認めたもの																				
旧法にあっせん																				
よるもの調停																				
計	6	9	6	5	2	8	3	6	2	7	5	5	2	6	2	5	6	5	2	5
7.					**						**	**			**					
年	H 元	H 2	Н 3	H 4	Н 5	Н 6	H 7	Н 8	Н 9	H 10	Н 11	Н 12	Н 13	H 14	Н 15	H 16	Н 17	Н 18	Н 19	H 20
区分 委 員 推 薦	<i>)</i> L	2	J	4	J	O	2	3	1	2	2	2	4	14	3	10	2	10	2	1
不 当 労 働 行 為		4	2	4	4	1	5	1	1	1	1	2	4		5		1	1	2	1
`.ı	2	4	۷		4	1	J	1		1	1	1	1		-		1	1	1	1
法 人 登 記 労働者供給事業			1	2				1	1			1	1				1		1	
			1	4				1	1											
労組法第18条																				
総会で特に必要と認めたもの																				
旧法にあっせん																				
よるもの調停						_	_	_	_			_	_					_	_	-
計	4	6	3	6	4	1	7	5	2	3	3	5	5	0	8	0	4	1	5	2
年	Н	Н	Н	Н	Ц	Н	Н	Н	Н	Н			ı							
区分	21	22	23	$\frac{11}{24}$	25	26	27	28	29	30	i	+								

区分	年	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	計
委 員 推	蕉 薦	2		2		3	1	2		2		607
不 当 労 働	行 為		2		1		1	2	1	1	1	143
法 人 登	ž 記				1		1					61
労働者供 ※	事 業											40
労 組 法 第	18 条											1
総会で特に必要と認	思めたもの											2
旧法にあ	っせん											36
よるもの調	停											12
計	•	2	2	2	2	3	3	4	1	3	1	902

(注) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

5 不当労働行為救済申立事件 申立内容別件数表 (昭和24年~平成30年)

(単位:件) S S S S S S 28 29 30 31 32 33 S S S 34 35 36 SS S 37 38 39 40 41 45 46 47 48 49 25 26 27 4 3 解 雇 4 不利益処分 工場閉鎖・人員整理 1 1 2 1 3 寸 交 拒 否 1 1 1 支 1 2 3 1 配 介 入 第2組合の解散命令 6 6 計 13 11

		_		年	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н
区分	}				50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解				雇											1						1									
不	利	益	処	分	2	11	2	1	1		1	1	1	1	4	1	1	2		1		1	2	1		1		1		1
工場	易閉釒	肖・	人員整	と 理	1				1																					
団	交		拒	否					1	2					1										2					
支	西]	介	入	1				1			1	1							3	1		1	2					1	
第2	2 組台	全の が	解散命	令																										
		計			4	11	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1

区分	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	計
解 雇						1										1			60
不利益処分			4				1			1								1	81
工場閉鎖・人員整理																			6
団 交 拒 否					1		1	1		2		1		1	2		1		36
支 配 介 入																			27
第2組合の解散命令																			2
計	0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	212

(注) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

6 不当労働行為救済申立事件 処理区分表 (昭和24年~平成30年)

																										位:	_	_
区分		年/	S 24	S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30	S 31	S 32	S 33	S 34	S 35	S 36	S 37	S 38	S 39	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	S 45	S 46	S 47	S 48	S 49
新規申	立件	数	7	3	1	7	4	4	4	3	0	3	4	6	9	8	7	4	6	6			2	12	4	3	2	1
	取	下	2	4	1	7	3	4	1	3	1	3	5	4	9	6	8	4	5		8	10	1	4		2	2	
	却	下	1						1																			
	棄	却		1														1			1				1			
処理区分	救	済		1					1									1	1	1	2		1	1				2
	和	解	1																								1	1
	移	送																										
	計		4	6	1	7	3	4	3	3	1	3	5	4	9	6	8	6	6	1	11	10	2	5	1	2	3	3
翌年へ	の繰	越	3	0	0	0	1	1	2	2	1	1	0	2	2	4	3	1	1	6	8	9	9	16	19	20	19	17
		F																								F		
区分		年/	S 50	S 51	S 52	S 53	S 54	S 55	S 56	S 57	S 58	S 59	S 60	S 61	S 62	S 63	H 元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12
新規申	立件	数	4	11	2	1	4	2	1	2	2	1	6	1	1	2	0	4	2	1	3	3	2	1	0	1	1	1
	取	下			1	1	3	10	1	1		1	1						3	3					2			1
	却	下																										
	棄	却																					3	1				
		•																										
処理区分	救	済		1				1							1			2			2	1	1					
処理区分	救和		3	1	1		2	1	3	1			1	1	1			2		2	2	1	1		1	1		
処理区分	-	済	3		1		2	1	3	1			1	1						2	2	1	1		1	1		
処理区分	和	済解送	თ თ		1 2	1	2 5	1 11		1 2	0	1	1 2	1		0	0		3	2 5	2	1	4	1	1 3	1	0	1

区分	\		年 /	H 13	H 14	Н 15	Н 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	計
新規申	立	件	数	0	0	4	0	1	1	2	1	0	3	0	1	0	1	2	1	1	1	212
	取		下									4	1	1								131
	却		下																			2
	棄		却						1					1						1		11
処理区分	救		済	1						1		1							1	1		25
	和		解			1		1								1			2			28
	移		送																			0
		計		1	0	1	0	1	1	1	0	5	1	2	0	1	0	0	3	2	0	197
翌年へ	の	繰			14		17			18		14	16	14	15		15			14		

(注) 平成13年以降は年度で計上(平成13年1~3月分は平成13年度に計上)。

7 不当労働行為救済申立事件 命令・再審査・行政訴訟一覧表

No.	事 件	7 条 該 当 号	命令	再	新 査	行	政	事	件	訴	訟
INO.	事 件 番 号	該当号	т П <u>п</u>	+++ 1		地	裁	高	裁	最	高 裁
1	S24-1	1	S24. 12. 23 却下								
2	S25-1	1 • 4		S25. 7. 20 S25. 9. 16							
3	S25-3	2 • 4	S25. 11. 1 棄却								
4	S28-3	1 • 3	S30. 6. 23 却下	S30. 7. 31 S30. 5. 23							
5	S30-3	1 • 4	S30.11.21 全部救済			S30. 12. 19 S33. 9. 29					
6	S36-9	1	S39. 12. 25 棄却								
7	S39-4	2	S39.11.6 全部救済								
8	S40-3	1	S40. 12. 14 全部救済								
9	S41-1	1	S41. 5. 30 全部救済	S41. 6. 16	申立て						
10	S41-3	2	至前找货 S42. 4. 17 全部救済		DA 4 15/11	S42. 5. 10 S44. 4. 4	提訴 棄却	S44. 4. 27 S46. 5. 25		S46. 6. 3 S48. 10. 3	
11	S41-4	2		S42. 2. 17	•	011. 1. 1	米 科	540. 0. 20	术 4	510.10.0	· *A
12	S41-5	1	S42. 11. 30 棄却	012. 0. 10	D4 3 [F/4]						
13	S42-7	1 • 3	S44. 2. 26 一部救済								
14	S43-11	1 • 3 • 4	S45. 3. 30 一部救済		70-4						
15	S45-5	3	S46. 6. 2 棄却								
16	S47-1	2	S49.12.2 一部救済								
17	S47-3	1 • 3	S49. 4. 23 一部救済		申立て 自主和解						
18	S51-11	1	S51. 7. 26 全部救済								
19	S54-2	1 • 2 • 3	S55.11.8 一部救済			S55. 12. 3 S56. 7. 10					
20	S61-1	1	S62. 12. 28 全部救済			S63. 1. 19 H1. 4. 28					
21	S62-1	1 • 2		H2. 8. 13 H3. 1. 28	申立て 取下						
22	S63-1	1 • 3	H2. 1. 11 一部救済			H2. 2. 26 H3. 6. 18	提訴 棄却	H3. 6. 26 H5. 6. 22	控訴 一部棄却	H5. 7. 7 H7. 4. 14	上告 一部取消

No.	事 件	7 条	命 令	亩	審査	行	政	事	件	訴		訟
110.	番号	該当号	rlı tlu	1.1	田 且	地	裁	高	裁	最	高	裁
23	H2-1	1 • 3	Н5. 3. 18	Н5. 3. 26	申立て							
				Н5. 7. 16	自主和解							
	H4-1	1 • 2 • 3	H7. 4. 13			H7. 5. 12	提訴					
24			一部救済			H11. 10. 6	和解取下					
	H5-2	1 • 3	<i>]]</i>									
			棄却	110 1 4	+ -							
25	H5-1	1 · 3		H6. 1. 4	申立て 自主和解							
			一部救済	H6. 2. 9	日土州門							
26	H5-3	1	H6.1.31 一部救済									
			H7. 12. 21									
27	H6-1	1 · 2	乗却									
			H7. 12. 21									
28	H6-2	2 · 3	棄却									
				H8. 9. 4	申立て							
29	H6-3	1 • 2 • 3	棄却	Н9. 9. 12	和解							
0.0	1110 1	1 0	Н13. 3. 15	Н13. 4. 4	申立て							
30	H12-1	1 • 2	一部救済	H13. 12. 1	7 和解							
0.1	II10 1	1 0 0	H19. 3. 15									
31	П18-1	1 • 2 • 3	棄却									
29	H19-1	2	H20. 2. 21									
34	1119 1	۷	一部救済									
33	H20-1	1 • 3	H21.8.20									
	1120 1	1 0	一部救済									
34	H23-1	1 • 2 • 3	H23. 8. 22									
_			棄却									
35	H28-1	2	H29. 2. 2									
			一部救済									
36	H28-2	1 • 2	H30. 1. 19		申立て							
\vdash				H30. 12. 1								
37	H29-1	2	H30. 3. 16	нзо. 4. 5	申立て							
Ш			棄却									

8 個別労働紛争に関する労働相談 相談内容別件数表 (平成13~30年度)

(単位:件)

															件)				
年度 区分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
実 件 数	69	46	92	73	78	73	82	110	196	198	212	201	225	423	436	339	356	401	3, 610
経営又は人事	22	20	32	17	16	18	21	35	51	56	50	55	51	169	178	117	123	140	1, 171
解雇	15	13	26	13	9	15	15	17	24	31	21	21	14	60	62	31	42	39	468
配置転換、出向・転籍	4		2	1	1			1	2	1	4	4	9	14	21	6	9	19	98
復職									1	2	2		1	2	1	1	1	4	15
懲戒処分		5	1	1	2	1	1	4		3	3	3	2	7	11	4	2	5	55
退職	2	1	2	2	2	2	4	11	20	13	18	22	22	64	69	65	56	71	446
勤務延長、再雇用			1					1	1	1		1	1	2		1	1		10
その他経営又は人事	1	1			2		1	1	3	5	2	4	2	20	14	9	12	2	79
賃 金 等	21	14	18	24	25	16	26	17	66	43	54	44	46	91	112	88	92	70	867
賃金未払	5	6	5	8	13	9	7	3	37	20	24	21	25	51	77	46	44	36	437
賃金増額	1	1								1	1	2	1	1	1			1	10
賃金減額	6	2	5	4	3		2	4	6	9	10	10	2	10	8	5	7	6	99
一時金		1		1			1		4	2			2	1	4	5	8	3	32
退職一時金	7	3	1	4	4	2	3	5	3	2	5	4	3	7	4	10	5	3	75
解雇手当	1	1		2		3	1	1	6	1	5		2	3	2	1	4	7	40
休業手当			1				2		1	2	1		2	5	2	3	5	3	27
諸手当			3	4	4	2	5	3	2	1	3	2	4	3	5	6	5	3	55
その他賃金	1		3	1	1		5	1	7	3	5	5	5	8	9	11	13	8	86
年金(企業年金、厚生年金等)										2				2		1	1		6
労働条件等	11	4	16	8	15	19	11	13	29	40	39	36	47	173	190	149	149	182	1, 131
労働契約	3	1	6	1	3	5	2	2	5	5	12	10	11	23	29	16	19	23	176
労働時間			2		1	4	1	1	4	8	8	5	5	21	26	24	20	20	150
休日·休暇			1		1		2	1	5				5	6	13	10	11	15	70
年次有給休暇	2	1			1	2	2	5	4	15	8	3	6	33	38	33	33	39	225
育児休業・介護休業	1								1				1	3	7	3	4	6	26
時間外労働			1	1		1			1	2	1	3	3	27	17	16	16	22	111
安全・衛生			1						1	1		1		3	2	4	5	3	21
福利厚生制度																	1		1
社会保険	1	1	2	3	3	1	1	2	1		4	8	6	23	23	14	14	11	118
労働保険	3	1	2	1	2	4	1		3	5	5	2	5	26	26	20	11	25	142
その他の労働条件等	1		1	2	4	2	2	2	4	4	1	4	5	8	9	9	15	18	91
職場の人間関係	2	2	4	2	3	3	4	5	16	22	34	18	38	126	88	102	90	128	687
セクハラ				1			1		3	1	5		2	7	3	7	6	5	41
パワハラ・嫌がらせ	2	2	4	1	3	3	3	5	13	21	29	18	36	119	85	95	84	123	646
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98	748
その他	13	6	22	22	19	17	20	40	34	37	35	48	43	69	82	73	70	98	748
計	69		92		78													618	4,604
(法) 東出の佐田中から		111.	+11 =1/	^ 1	F 141.	\sim	· /\)-		14 7	₩ T 🗆	^	V-2)	1 7i)	<u> </u>	` =	. 1	` -	

(注) 平成26年度から、1件の相談で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に計上している。

9 個別労働紛争に関するあっせん事件 新規申請内容別件数表

(平成13~30年度)

																	(単位	<u> </u>	件)
年度 区分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
実件数	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	20	14	8	8	5	262
解雇・退職強要・雇止め	4	3	5	10	1	6	11	9	5	10	3	4	3	11	7	2	5	2	101
配置転換、出向・転籍	2	Ü	U	10			11	1	2	10	Ŭ	1	1	1	1	2	Ŭ		11
復職	_								1	1			1			_			3
懲戒処分		2	2		1	1		4	1	1	3	1			2	2			20
退職							1	1	2		1	2	4	5		2		1	19
勤務延長、再雇用												1							1
その他経営又は人事										1	1			2					4
賃金未払					1				4	2	4	4	2	2	2		1		22
賃金増額	1											1			1				3
賃金減額			1				1	1				3		1	1	1			9
一時金															1	1			2
退職一時金		2		1		1			3			1							8
解雇手当				1		1	1	1	1	3	1	1	1						11
休業手当							1		1		1					1			4
諸手当			1			1													2
その他賃金														1					1
年金(企業年金・厚生年金等)																			0
労働契約																			0
労働時間																			0
休日・休暇																			0
年次有給休暇								1	15	1					1				18
育児休業・介護休業																			0
時間外労働																			0
安全・衛生																			0
福利厚生制度																			0
社会保険												1		1					2
労働保険										<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	L_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	0
その他の労働条件等					1										1				2
セクハラ											1	_		1					2
パワハラ・嫌がらせ					1				1			1	3	3	3	5	3	2	22
その他						1		1	2	6	5	3		2	2			2	24
計	7	7	9	12	5	11	15	19	38	25	20	24	15	30	22	16	9	7	291

(注) 平成26年度申請分から、1件の申請で複数の区分に該当する場合、それぞれの区分に 計上している。

10 個別労働紛争に関するあっせん事件 処理区分表 (平成13~30年度)

(単位:件)

																						\ I I-	1.	11/
<u>区</u>	 分	_	_	- £	¥度 /	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
			不	開	始																			0
			不	参	加	1		1	5	1	2	1	2	1	3	7	3	4	5	5	3	3	2	49
leke		⟨ - -	打		切	3	4	6	3	1	4	3	6	10	6	3	6	3	3	6	3	1	1	72
終		結	取		十	2			2			1		3	1	1	4				1			15
			解		決	1	2	2	2	4	4	4	18	23	14	11	8	9	14	2	2	3	2	125
				計		7	6	9	12	6	10	9	26	37	24	22	21	16	22	13	9	7	5	261
캪	年	度~	\ J.)繰	越	0	1	1	1	0	1	7	0	1	2	0	3	2	0	1	0	1	1	

高知県は、ひとつの大家族やき。高



高知県労働委員会